

北区教育委員会からの重要なお知らせとお願い

令和4年4月26日

北区立幼稚園・認定こども園、小・中学校に
お子様を通わせている保護者の皆様

北区教育委員会

リバウンド警戒期間の延長及びゴールデンウィーク期間中の学校の対応について

日頃から北区立学校・園の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

東京都においては、今般の感染状況等に鑑み、4月24日までとしていた「リバウンド警戒期間」を5月22日まで延長することしました。現在、10代未満の新規陽性者数が高い値で推移しており、学校生活での感染防止の徹底が必要であるため、以下の考え方に基つき学校・園運営を行ってまいります。

保護者の皆様におかれましても、今一度、家庭内での感染予防対策に万全を期していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 学校運営の基本方針

「北区立学校等における『新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン』～令和4年度改訂版～（令和4年4月1日東京都北区教育委員会）」（以下「区ガイドライン」とする。）に準じ、引き続き、感染症対策を一層徹底して、学校運営を継続いたします。

2 同居のご家族等の健康観察の引き続きのお願い

○児童・生徒等の健康観察（体温測定、症状の有無の確認）を徹底していただくとともに、同居する家族等の方の健康観察にもご協力ください。

○児童・生徒等がPCR検査を受けることになった場合は、その旨を学校園へご連絡ください。その後、結果が分かり次第お知らせください。なお、ゴールデンウィーク中の取扱い及び緊急連絡先については、保護者の皆様に教育委員会から別途お知らせいたします。

○咳、発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合は、医療機関の受診をお願いします。

3 学校・園における幼児・児童・生徒に対する指導

以下のとおり、学校・園において指導を行います。

（1）基本的な感染症予防策の徹底

- マスクの正しい着用、3密の回避、正しい手洗い（不織布マスクが推奨されています。）
- 毎朝検温、健康観察（咳、発熱、息苦しさなどの体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック（登校前に検温、学校で確認の徹底）
- 教室等における密集の回避（児童・生徒等同土の間隔を可能な限り確保）
- 常時換気の徹底
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 授業終了後の速やかな下校

（2）教育活動について

飛沫感染の可能性が高い教育活動については、感染症対策を徹底した上で、内容や方法を工夫して実施します。

(3) 部活動について

- 区ガイドラインに従い、感染症対策を十分に講じ生徒の安全を最優先とした上で、部活動を実施します。
- * 接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は実施を控えます。
- * 運動時以外はマスクを正しく着用する、マスクを外す場面で円陣を組む等の発声をしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うことを徹底するとともに、各競技専門部等が示しているガイドライン等に基づき実施します。
- * 部活動実施前後の更衣等における会話は控えるとともに部活動終了後は速やかに帰宅させます。
- * 他校との練習試合・合同練習等を行う場合においても、上述の内容を遵守するとともに必要最小限の参加人数とします。
- 東京都中学校体育連盟が主催する大会等（東京都中学校吹奏楽連盟主催のコンクールを含む）への参加する場合は、大会出場に登録する生徒に限定する等、必要最小限の人数として、生徒及び保護者へ参加の同意を確認します。

(4) 学校行事等について

- 区ガイドラインに準じ、感染症防止対策を十分に講じて実施いたします。

(5) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用します。
- 児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしません。（黙食の徹底）
- 休憩時間は、マスクを正しく着用し、大人数、大声、至近距離での会話はしません。
- 休憩時間終了後の手洗いを徹底します。

4 家庭における感染症対策のお願い

- 外出は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染防止策を徹底する。
- マスクの正しい着用（不織布マスクが推奨されています。）3密の回避、正しい手洗い
- 毎朝検温、健康観察
- * 児童・生徒等を含め、家族に何らかの症状が見られる場合は、お子さまを無理して登校・登園させないようご協力をお願いいたします。（その場合は、欠席扱いにはなりません。）**なお、学校では、児童・生徒等の学習の保障を図ります。
- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒
- ゴールデンウィーク期間中においても、家庭における感染症防止対策の徹底

5 差別や偏見の防止

- 新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではありません。このような偏見や差別が生じないように十分配慮していただきますようよろしくお願いいたします。
- ワクチン接種は感染防止に有効な手段として推奨される一方、ワクチンは最終的には個人の判断で接種されるものであることから、ワクチン接種に当たっては、リスクと効果を総合的に勘案し、児童・生徒及び保護者の意思で接種の判断を適切に行ってください。

6 問い合わせについて

〔教育活動、学校行事に関すること〕	教育振興部教育指導課指導係	3908-9287
〔保健、給食に関すること〕	教育振興部学校支援課保健給食係	3908-9295